明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産二）　一
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　四

〔規　則〕
○運輸安全委員会運営規則の一部を改正する規則（運輸安全委一）　四

〔告　示〕
○移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委・総務・文部科学・国土交通一）　六
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二三八）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二三九）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二四〇）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通六八三）　六
○福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件（同六八四）　六
○国土交通省の職員が運輸安全委員会設置法第二十二条に基づく立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示の一部を改正する告示（同六八五）　六
○運輸安全委員会設置法施行規則第一条第五号の事故及び第二条第七号の事態を定める告示の一部を改正する件（運輸安全委二）　六
○運輸安全委員会の委員等が立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示の一部を改正する件（同三）　六

〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇二〇年一～三月期）（内閣府）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消関係　九
会社その他
会社決算公告　九

省令

財務省
厚生労働省
農林水産省令第二号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第四十六条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓